○鳥羽市民の生活安全活動の推進に関する条例（平成18年３月29日条例第４号）

（目的）

第１条　この条例は、地域における犯罪及び事故の発生を防止するため、市及び市民が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民の安全意識の高揚を図り、その自主的な活動を促進することにより、市民にとって安全で安心して生活できる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者及び滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所の所有者及び管理者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（１）　市民の安全意識の高揚を図るための啓発活動に関すること。

（２）　市民の自主的な生活安全活動の促進に関すること。

（３）　安全で安心できる社会づくりに向けた環境の整備に関すること。

（４）　その他この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

２　市が前項各号に掲げる事項を実施するときは、関係機関等と密接な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市民は、この条例の目的を達成するために行う市の施策が効果的に行われるよう協力するものとする。

（生活安全推進協議会）

第５条　市長は、安全で安心して生活できる社会づくりに関して広く協議を行うため、鳥羽市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、協議した結果に基づき、第３条第１項に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成18年４月１日から施行する。